

## 北九州市中小企業海外展開支援助成金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、北九州市内の中小企業者が行う、海外での市場調査見本市等への出展及び越境ECを活用した販路開拓に必要な経費の一部を助成することにより、企業の海外展開を促進し、もって地域経済の振興に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱に定める「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者をいう。

### (助成対象者)

第3条 助成金の交付を受けることが出来る者（以下「助成対象者」という。）は、次に掲げる各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 前条に定める中小企業者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有すること
- (3) 市税を滞納していないこと
- (4) 中小企業者以外の会社が当該中小企業の発行済株式の2分の1を超えて保有していないこと
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）でないこと
- (6) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しない者

### (助成事業)

第4条 助成の対象となる事業（以下「助成事業」という。）は、前条に定める助成対象者が行うもので、別表1に掲げる事業とする。

### (助成対象経費)

第5条 助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）については、助成対象者が助成事業を行う際に必要となる経費のうち、別表1に掲げるものとする。

### (助成金の交付)

第6条 助成対象者に交付する助成金の助成率及び助成限度額は別表1に掲げるものとし、予算の範囲内で助成する。なお、助成金額に1,000円未満の端数が生じた場合は切捨てとする。

2 前項の規定にかかわらず、本助成金を申請する助成事業と同一の助成事業に関して、本助成金以外の北九州市が交付する助成金等の交付を受けた場合、又は受けることが決定している場合は、助成金を交付しない。

ただし、当該助成が補助金・助成金の交付を伴わないものである場合は、この限りでない。

3 助成金の交付は、各助成事業につき、原則として一年度内に一企業に対し1回限りとする。ただし、次の各号に掲げる助成対象者への助成金交付は、各助成事業につき、一年度内に一企業に対し

て2回を限度とする。

- (1) 「北九州オンリーワン企業」の認定を受けた企業
- (2) 「北九州発！新商品創出事業」において認定された商品を対象とした調査又は出展をする企業
- (3) 「北九州エコプレミアム産業創造事業」において選定された製品・サービスを対象とした調査又は出展をする企業
- (4) その他市長が特に認める企業

#### (助成金の交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする中小企業は、別に定める募集期間内に交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

#### (助成金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による交付申請書を受領した時は、内容を審査の上、速やかに交付の決定をする。

2 市長は、助成金の交付の目的を達成するために必要がある時は、第1項の規定による交付の決定に条件を付すことが出来る。

#### (交付決定の通知)

第9条 市長は、助成金の交付を決定した時は、速やかに交付決定通知書（第5号様式）を申請者に交付する。

#### (実績報告)

第10条 前条の規定による交付決定通知書を受領した中小企業者（以下「助成事業者」という。）は、助成事業が完了した日から起算して20日以内に実績報告書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

#### (助成金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告書を受領した時は、内容を審査の上、交付すべき助成金の額を確定し、確定通知書（第9号様式）を助成事業者に交付する。

#### (助成金の請求)

第12条 前条の規定による確定通知書を受領した助成事業者は、確定通知書を受領した日から起算して10日以内に請求書を市長に提出しなければならない。

#### (助成金の支払)

第13条 助成金の支払は精算払いとし、市長は、前条の請求書を受領した後、助成金を支払うものとする。

#### (交付決定の取消及び返還)

第14条 市長は、助成金の交付決定を受けた者が第3条の各号いずれかに該当することが明ら

かとなった場合には、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 市長は、交付決定を取消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、すでに交付決定されている助成金の全部又は一部について期限を決めて、その返還を命じることができる。
- 3 この場合において、取消しにより申請者に損害があっても、市長はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

#### (規則との関係)

第15条 助成金の交付については、この要綱に定めるもののほか、北九州市補助金等交付規則（昭和41年北九州市規則第27号）によるものとする。

#### (電子情報処理組織による申請等)

第16条 第7条の規定にかかわらず、電子情報処理組織(市の機関等の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して申請を行わせることができる。

(2) 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した第7条に規定する書面等により行われたものとみなす。

(3) 第1項の規定により行われた申請等は、同項の市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。

#### (委 任)

第17条 この要綱の施行に関し必要な事項は、産業経済局長が別に定める。

#### 付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。  
(北九州市海外見本市等出展助成金交付要綱の廃止)
- 2 北九州市海外見本市等出展助成金交付要綱（平成16年10月1日施行）は、廃止する。

#### 付 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年3月1日から施行する。

#### 付 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

#### 付 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年6月2日から施行する。

別表 1

	助成事業		助成対象経費	助成率及び助成限度額
	事業名	内容		
1	市場調査等助成事業	新たな海外展開先として期待される地域における、販売に関する市場調査及び生産財の調達等に関する企業調査。 いずれも助成対象者が現地、又は、オンラインで調査を行うことを必要とする。	① 旅費、宿泊費（1名） ② 通訳経費 ③ 外国語版資料作成費 ④ 現地での展示装飾費 ⑤ 調査実施に伴う輸送費 ⑥ その他市長が特に認めた経費 ※オンラインで行う調査については、上記のうち②、③、⑤及び⑥を対象経費とする。	① 助成率 助成対象経費の2分の1以内の額。ただし、特に市長が認めたものについては、助成対象経費の3分の2以内の額。 ② 助成限度額 10万円を限度とする。
2	海外見本市等出展助成事業	海外の見本市、展示会等への自社製品の出展。 出展する製品は、市内で自社が生産・製造又は開発した製品・製品・技術及びソフトウェアとする。	① 出展（小間）料及び展示装飾費 ② 旅費、宿泊費（1名） ③ 通訳経費 ④ 出展物輸送費 ⑤ 資料作成費 ⑥ その他市長が特に認めた経費	① 助成率 助成対象経費の2分の1以内の額。ただし、特に市長が認めたものについては、助成対象経費の3分の2以内の額。 ② 助成限度額 30万円を限度とする。
3	越境 EC 販路開拓助成事業	越境 EC サイトへの出店または自社越境 EC サイトを構築した販路開拓事業。 出店する製品は自社製品及び自社で販売する製品とする。	① 越境 EC サイト出店費用（サイト出店費用一式） ② 自社越境 EC サイト構築費用（システム構築費、サイト設計費、翻訳費等） ※①②ともに、輸送費、各種手数料は除く。 ③ 販売促進（サイトへの集客）費用（デジタルコンテンツ制作、サイト再構築等） ④ その他市長が特に認めた経費	助成対象経費の2分の1以内の額。 ただし、③のみの申請の場合は、10万円を限度とし、それ以外の場合は、60万円を限度とする。
4	認証等取得助成事業	海外展開をすすめるにあたり必要となる各国の認証等の取得。	① 海外展開に必要となる認証等の取得に要する費用（審査費用、認証・登録費用） ② その他市長が特に認めた経費	① 助成率 助成対象経費の2分の1以内の額。ただし、特に市長が認め

				たものについては、 助成対象経費の3分の2以内の額。 ② 助成限度額 10万円を限度とする。
--	--	--	--	---

旅費は、最短の経路による妥当な運賃とする（領収証等で、利用者・利用日・支払額が確認できるものに限る。またエコノミークラス以下のみを対象とする）。宿泊費は、一泊10,000円を上限とする。